宮城県	塩釜市漁業協同組合、宮城県漁業協同組合
新潟県	加茂湖漁業協同組合、佐渡漁業協同組合
石川県	石川県漁業協同組合
兵庫県	坊勢漁業協同組合、室津漁業協同組合、相生漁業協同組合、赤穂市漁業協同組合、岩見漁業協同組合、姫路市漁業協同組合
島根県	漁業協同組合ＪＦしまね、海士町漁業協同組合
岡山県	日生町漁業協同組合、伊里漁業協同組合、邑久町漁業協同組合、牛窓町漁業協同組合、寄島町漁業協同組合、笠岡市漁業協同組合
徳島県	宍喰漁業協同組合、鞆浦漁業協同組合
香川県	鴨庄漁業協同組合、池田漁業協同組合、さぬき市漁業協同組合
熊本県	鏡町漁業協同組合
大分県	大分県漁業協同組合

（令第十条第一号の農林水産大臣が定める附属漁船）

第四条　令第十条第一号の農林水産大臣が定める附属漁船は、次に掲げる漁船とする。

一　専ら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する漁船

二　集魚灯を備えて専ら魚群を集めることに従事する漁船

三　魚群探知機を備えて専ら魚群を探知し網船による漁ろうを補助する漁船

（法第百十二条第一項第一号の農林水産大臣が定める割合）

第五条　法第百十二条第一項第一号（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める割合は、百分の八十五とする。

（基準共済掛金率）

第六条　法第百十二条第二項（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の基準共済掛金率（次項から第四項までに規定するものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ填補方式によりそれぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

区分		填補方式											
漁業の種類	漁業に使用する漁船の合計総トン数、共済契約者の住所若しくは所在地の属する区域又は共済契約者若しくはその構成員が当該漁業を主として営む水域	全事故比例填補方式	約定限度内填補方式				支払上限付低事故不填補方式				地震等限定填補方式	
			方式で定める割合が三〇％の場合		方式で定める割合が二〇％の場合		方式で定める割合が一〇％の場合		方式で定める割合が三〇％の場合		方式で定める割合が二〇％の場合	
		%	%		%		%		%		%	
(一) わかめをとる漁業	一区	二四・七七	一〇・八四		八・〇七		四・八八		五・〇二		八・一四	
	二区	一六・九二	一〇・三二		七・七五		四・三九		二・二七		四・七九	
	三区	七・九六	五・六五		四・三〇		二・五五		一・四八		二・七四	
	四区	二一・三〇	一一・九〇		八・五二		四・九一		二・八六		五・六〇	
(二) こんぶをとる漁業	一区	二九・九〇	一五・三七		一〇・五六		五・八二		三・六九		七・五八	
	二区	二五・四七	一四・四二		一〇・〇〇		五・四三		四・三六		八・一〇	
	三区	一七・一三	一〇・七四		八・一六		四・五〇		二・〇二		三・七六	
	四区	三二・一四	一七・一四		一二・〇〇		六・四二		四・〇二		一〇・五二	
(三) てんぐさをとる漁業	一区	二五・四七	一四・四二		一〇・〇〇		五・四三		四・三六		八・一〇	
	二区	一七・一三	一〇・七四		八・一六		四・五〇		二・〇二		三・七六	
	三区	一一・四一	七・一四		五・五二		二・八五		一・三九		二・五二	
	四区	二六・一九	一六・一九		一一・四〇		五・七一		二・八五		一〇・二五	
(四) あわびをとる漁業	一区	一七・一三	一〇・七四		八・一六		四・五〇		二・〇二		七・二五	
	二区	一一・四一	七・一四		五・五二		二・八五		一・三九		二・五二	
	三区	七・九六	五・六五		四・三〇		二・五五		一・四八		二・七四	
	四区	二一・三〇	一一・九〇		八・五二		四・九一		二・八六		五・六〇	